

奈良県告示第三百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和四年一月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
森本歯科医院	吉野郡吉野町大字上市一三七	令和三年九月二十二日